

総基料第78号
平成24年4月2日

西日本電信電話株式会社
代表取締役社長 大竹 伸一 殿

総務省総合通信基盤局長
桜井 俊

実際費用方式に基づく平成24年度の接続料等の改定に関して講ずべき措置について(要請)

「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(実際費用方式に基づく平成24年度の接続料等の改定)」(平成24年1月23日諮問第3036号)に関し、別紙のとおり情報通信行政・郵政行政審議会より答申(平成24年3月29日情郵審第34号)がなされたことを踏まえ、当該答申のとおり、下記の事項について、貴社において適切な措置を講じられたい。

記

- (1) 移行の進展に伴いレガシー系サービスの需要の減少等により接続料が上昇傾向にある状況を踏まえ、トラヒック・回線数の減少に応じ、一層のコスト削減効果が出るように努めること。
- (2) 東日本電信電話株式会社が平成23年度第3四半期以降に特別損失に係る見積差額を特別利益として計上する場合には、第一種指定電気通信設備に係る費用を適正に反映する観点から、平成25年度接続料の基となる接続料原価の算定において、平成24年度接続料の算定と同様、必要な減算を行うこと。
- (3) 第一種指定電気通信設備の回線管理運営費に影響するシステム更改に関し、以下

の措置を講じること。

- ① システム更改の必要性について、接続事業者に対し合理的な説明を行うよう努めること。
- ② コストの予見性及び適正性を検証する観点から、あらかじめ必要な情報開示を行うこと。
- ③ 接続事業者においてもシステム改修等が必要になることから、新システム移行時期及び旧システムとの並行運用期間に関し、当該事業者との協議を踏まえて検討を行うこと。

以上